

序章 緑の基本計画策定にあたって

序－１ 緑の基本計画の概要

序－２ 計画策定の背景と目的

序－３ 計画の目標年次と位置付け

序－４ 計画の全体構成

序－１ 緑の基本計画の概要

１ 緑の基本計画とは

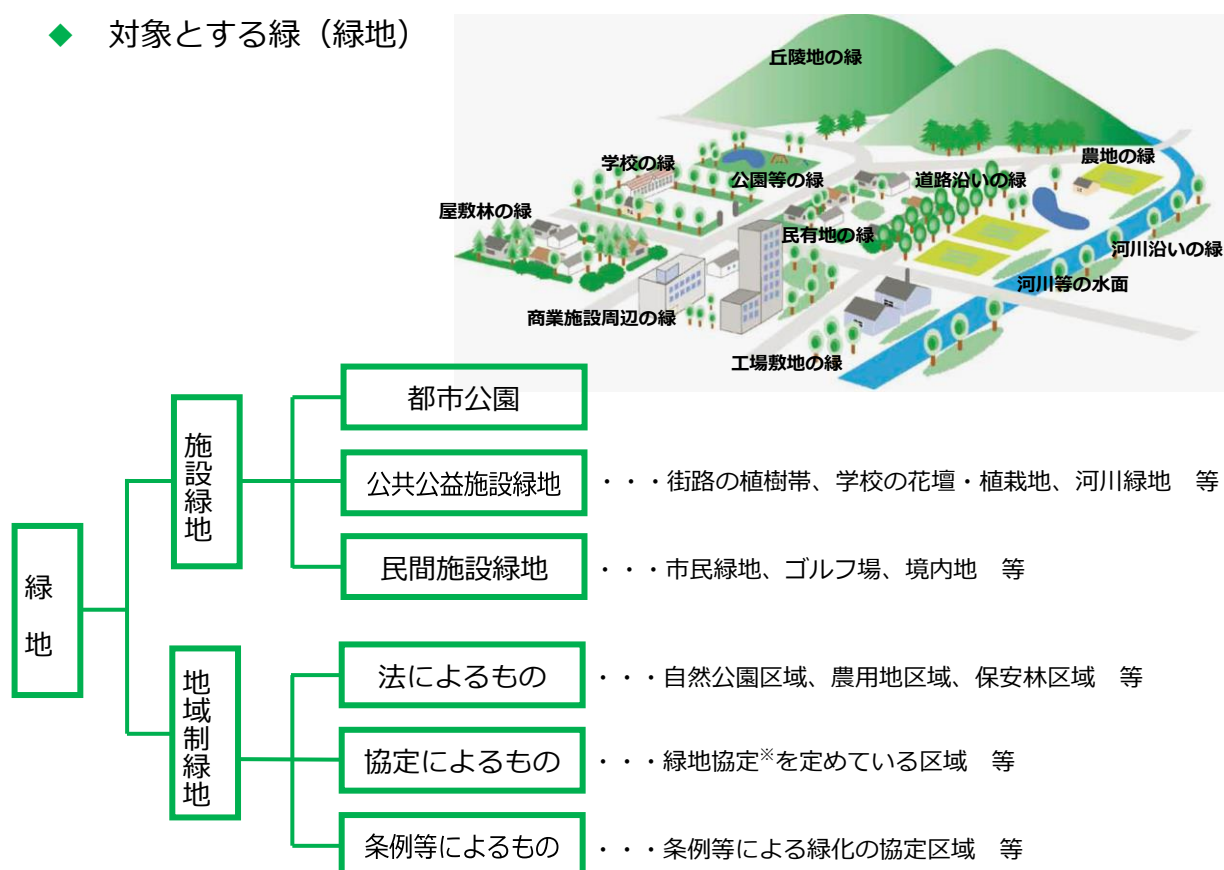
緑の基本計画は、緑の視点から都市のあるべき姿を定めるとともに、その姿を実現するための緑の保全や都市公園などの整備、公共公益施設や民有地の緑化、住民参加による緑化活動などの取り組みを体系的に位置付けた、都市緑地法で定める「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」に該当する緑に関する総合的かつ中長期的な計画です。

都市における緑には、行政だけでなく、市民や事業者を含めた様々な主体がかかわっており、緑の基本計画は、これらの主体が連携して「緑の都市づくり」を進めるための指針となるものです。

２ 計画において対象とする「緑」

本計画では、樹林地、草地、水辺地（河川、池沼、湧水等）、公園や広場、農地等の緑地の他、街路樹、学校のグラウンド、住宅の庭や生垣、事業所や工場の植栽等の緑を幅広く対象とし、これらを総称して「緑」と呼びます。

◆ 対象とする緑（緑地）



3 緑のもつ様々な機能

緑は多様な機能を有しており、快適で安全な住環境の創出や魅力あふれる都市づくりに貢献し、市民の暮らしを支えています。都市における緑は、市民の生活環境や生態系にとっても重要な役割を果たしており、大きく分けて以下の5つの機能が期待されています。

【環境保全機能】



- ・緑は、光合成によって空気中の二酸化炭素を吸収するため、地球温暖化を抑制する役割を果たしています。
- ・緑は、コンクリートやアスファルトなどの人工物と比較し、日中温まりにくく、夜間冷えやすい性質を持ち、蒸散作用による気温低減効果もあるため、ヒートアイランド現象※の緩和等が期待されます。
- ・また、汚染物質の吸収・吸着による大気の浄化や騒音の緩和など、人と自然が共生する良好な都市環境の維持に貢献しています。

【レクリエーション機能】



- ・公園やスポーツ施設などの緑は、市民の身近な憩いの場や地域交流の場、健康の維持・増進を図る場となり、様々なレクリエーションの機会を提供します。
- ・緑は、身近な自然や歴史的文化とのふれあいの場を創り出すとともに、人々に心の安らぎや充足感を与え、日々の暮らしを豊かにしてくれます。

【防災機能】



- ・都市公園や緑地などのオープンスペースの緑は、地震災害などにおいて延焼防止空間や避難場所となり、防災面で役立っています。
- ・森林や農地の緑は、大地に根を張り豪雨時の土砂の崩壊を防ぎ、雨水を貯留することによって河川に流出する水量を抑制するなど、災害防止、環境の調節に優れた効果を発揮し、私たちの生活の安全・安心を支えています。

【景観形成機能】



- ・丘陵地の里山や田園の緑は、地域で引き継がれて、人々に懐かしさや安らぎを感じさせるなど、ふるさとの原風景として愛されています。
- ・街路樹や建物周囲の樹木などの緑は、四季折々の多彩な魅力や都市の景観に潤いを与えてくれます。
- ・緑は、都市の個性や風格を形づくり、人々の地域への愛着心の向上にも貢献しています。

【生物多様性の確保機能】



- ・緑は、多様な生物の生息・生育場所となり、自然生態系の機能維持に重要な役割を果たしています。
- ・また、公園や河川、街路樹などの緑によるネットワークを形成することで、生物の移動空間が確保されます。
- ・生物多様性が保たれることで、水や大気の浄化のほか、自然環境を対象とした環境教育の場の提供や地域の愛着醸成への寄与など恩恵がもたらされます。

序－２ 計画策定の背景と目的

1 計画策定の背景

社会情勢の変化 と国の動向

緑を取り巻く環境は、全国で人口減少を背景に利用されなくなった空き地が増加する一方で、開発により緑が失われるなど大きく変化しており、また、地球温暖化による環境問題や生物多様性の損失など、緑に関連の深い問題も更に深刻化しています。

近年では、2015（平成 27）年国連サミットで採択された、国際社会共通の目標「持続可能な開発目標 SDGs」の達成に向けた取り組みや新型コロナウイルス感染症※の拡大に伴う生活様式の変化により公園や屋外での活動が見直されるなど、社会情勢も日々変化を続けています。

公園や緑地に関する国の動向としては、2017（平成 29）年の都市緑地法や都市公園法等の改正において、公募設置管理制度（Park-PFI）※等の公園への民間活力の導入や緑・オープンスペースの整備・保全等に関する制度が充実するなど、これまでの「造る・創出する」政策から、これまで整備してきた緑を「保全し、生かす」政策へと方向性を転換してきています。また、自然環境（緑、水、土、生物等）が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを支える取り組みをグリーンインフラと位置付け、自然環境から得られる効果にも着目しながら、幅広い分野への貢献が期待されています。

これらを踏まえ、市町村が策定する緑の基本計画についても、都市公園の管理の方針、都市農地の保全・活用、生物多様性への配慮項目等を計画に位置付けるなど、記載事項の拡充が図られました。

本市の都市づくり 進展等による 変化

本市の都市づくりは、JR3 駅を中心に土地区画整理事業※や民間の大規模開発により計画的に進められてきました。近年は、人口減少や少子高齢化による人口構成の変化、首都圏中央連絡自動車道の整備進展に伴う新たな企業誘致策の検討、大規模な自然災害への対応など、都市づくりの視点も大きく変化を

見せており、2021（令和 3）年 3 月には都市計画マスタープラン※の改定を行いました。これら、都市づくりとも密接に関連する市街地の公園等の緑は、施設の老朽化が急速に進み、時代の変化とともにその役割も多様化してきており、また、市民ニーズの変化に伴って様々な対策が求められています。一方、丘陵地の森林から平野部の田

園地域に広がる豊かな緑は、広域的な景観を形成する本市固有の貴重な資源となっています。

このように本市の都市づくりの現状を踏まえ、豊かな自然を身近に感じられる都市づくりを推進するためには、緑のあり方も現状に沿った検討を加えた上で、計画をまとめていくことが必要となっています。

2 計画策定の目的

緑を取り巻く社会情勢の変化や国の動向、本市の都市づくりの方向性を踏まえ、都市における良好な生活環境を形成するためには、一定の目標の下に、計画的かつ系統的に緑地の保全・創出を図っていくことが必要となっています。

そこで、地域の実情を十分に勘案し、施設の管理者や住民等の協力を得つつ、多様な主体の連携による緑地の保全及び緑化の推進に関する施策や取り組みを総合的に展開することを目的に「東金市緑の基本計画」を策定しました。

コラム 持続可能な開発目標 SDGs(Sustainable Development Goals)

2015（平成 27）年、国連サミットにおいて、ミレニアム開発目標に代わる 2030（令和 12）年までの国際社会共通の目標として、「持続可能な開発目標 SDGs」を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。国際社会共通の目標として、17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（取り組み）が定められています。これは、先進国を含む全ての国に適用され、今後世界が持続可能な発展を続けていくための指針となるものです。

本計画においては 17 のゴールの内、特に 11、13、15 の 3 つのゴールの達成に向けて取り組んでいきます。



出典：コンサベーション・インターナショナル・ジャパンホームページ

序－３ 計画の目標年次と位置付け

１ 計画の対象区域

本計画は、本市全域を対象とします。

２ 目標年次

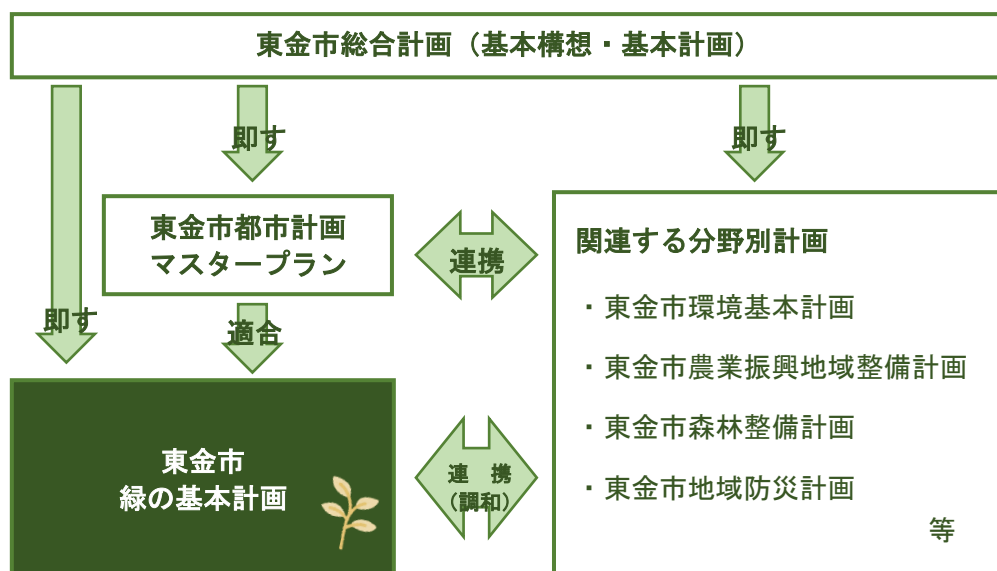
本計画は、都市づくりにおける緑の施策となることから、東金市第２次都市計画マスタープラン※との整合を図り、目標年次を 2040（令和 22）年とし、中間年次を 2030（令和 12）年とします。

なお、社会情勢の変化や上位計画、関連計画の改定などにより、大きな乖離が生じた場合は、その内容を検証した上で必要に応じて当該計画の見直しを行います。

３ 計画の位置付け

本計画は、都市緑地法に基づく法定計画で、「東金市総合計画※」に即し、都市計画法に基づく「東金市都市計画マスタープラン」に適合するとともに、関連する分野別の計画との連携（調和）が保たれた、緑に関する総合的な計画になります。

計画の位置付け



序－４ 計画の全体構成

緑の基本計画は、以下の構成により、計画の目標や実現に向けた施策の方向性を示していきます。

緑の基本計画の構成

